

# 事業概要シート

施策 0702 障がい者の社会参加の促進

《》の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計  
 ※ 補正予算要求時は今回の補正予算額を除く。  
 ※ 次年度予算要求時は次年度繰越額を除く。

事業名	手話推進事業	現状維持	予算額	3,603 千円
			《	3,242》千円
事業期間	平成30年度 ~	財源内訳	国庫支出金	412 千円
根拠法令要綱等	障害者総合支援法 地域生活支援事業実施要綱 大村市手話言語条例		県支出金	206 千円
			地方債	千円
			その他	千円
			一般財源	2,985 千円

【事業の目的・概要・対象】

市民に対して、ろう者及び手話に関する理解促進や手話の普及、ろう者が手話使いやすい環境の整備を行い、ろう者と聴こえる人が互いを尊重する地域社会の実現を目指す。

(1) 障害者理解促進研修啓発事業

手話出前講座を開催することで市民の手話に対する関心を高める。

(2) 意思疎通支援事業

情報番組広報おおむら（シティナビ）に手話通訳ワイプを組み入れ、情報保障を行う。

また、窓口到手話通訳用のタブレットを設置し、ろう者が意思疎通しやすい環境を整備する。

(3) 手話講習会の充実

手話通訳者養成講座を開催し、より高度な技術を有した手話通訳者を養成する。

仕事で使える手話講座を開催し、ろう者にとってコミュニケーションがとりやすい生活環境を整備する。

## 対象者



市民に対する支援

- ①手話出前講座
- ②手話通訳者養成講座
- ③仕事で使える手話講座

ろう者に対する支援

- ①シティナビへの手話ワイプ設置
- ②タブレット通訳

大村市

連携

関係団体  
・ろうあ協会

【背景】

手話が言語として認められていなかったことや、手話で話せる環境が整備されていなかったことなどから、ろう者は必要な情報を得たり十分な意思疎通を図ったりすることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。こうした中、障害者基本法において「手話は言語である」と定められたことに伴って手話による意思疎通をしやすい環境の整備が求められており、本市では平成30年1月に長崎県内初となる大村市手話言語条例を施行した。

担当課	福祉保健部障がい福祉課	課長	原 和彦
担当者	池田 有希	問合せ先	0957-20-7306

## 事業概要シート

### 【活動指標】

指標名		単位	H30 (実績)	R1 (計画)	R2 (計画)	R3 (計画)	R4 (計画)
①	手話通訳者養成講座修了者数 (3年コースのため課程ごとの修了人数)	計画値 人	14	14	14	20	20
②		計画値					

### 【成果指標】

指標名		単位	H30 (実績)	R1 (計画)	R2 (計画)	R3 (計画)	R4 (計画)
①	手話通訳者養成講座修了者数 (3年コースのため課程ごとの修了人数)	計画値 人	14	14	14	20	20
②		計画値					

### 【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
事業費	0	3,446	3,242	3,603	3,603	3,603	17,497
国庫支出金		413	371	412	412	412	2,020
県支出金		207	186	206	206	206	1,011
地方債							0
その他							0
一般財源		2,826	2,685	2,985	2,985	2,985	14,466
人件費	0	1,029	1,045	1,045	1,045	1,045	5,211
職員(人)		0.13人	0.13人	0.13人	0.13人	0.13人	0.65人
時間外勤務(h)		42h	50h	50h	50h	50h	242h
嘱託員(人)		0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
フルコスト	0	4,475	4,287	4,648	4,648	4,648	22,708

妥当性 (市の関与)	手話の普及活動等を実施することは、聴覚に障がいのある人もない人も平等に情報を得ることに繋がり、市が実施主体となることは妥当である。
有効性 (施策貢献度)	ろう者に対する支援は、大村市総合計画の「高齢者や障害者が暮らしやすい街づくり」を推進する取組みとして有効である。
効率性 (コスト)	事業の実施に当たり、できる限り職員が行うことにより必要最低限の経費に抑える。

1次評価	担当者記載のとおり
2次評価	一次評価のとおり